明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（環境一六二）　一

〔公　告〕

諸事項

裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　五

特殊法人等
独立行政法人平成二十三事業年度財務諸表（国民生活センター・国立健康・栄養研究所）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、日本弁護士連合会懲戒の処分・公示送達関係　三

地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五

会社その他
会社決算公告　五三

告示

○環境省告示第百六十二号

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第三条第一項の規定に基づき、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針（平成十五年十月環境省告示第百四号）の全部を次のとおり変更したので、同条第五項の規定に基づき、準用する同条第四項の規定により公表する。

平成二十四年十一月十五日　環境大臣　長浜　博行

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成三十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針

一　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の推進に関する基本的な方向

1　特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の早期対応の必要性

不法投棄等の産業廃棄物の不適正な処分は、公共の水域及び地下水の汚染、産業廃棄物の飛散流出等、地域の生活環境の保全上の支障を生じさせているばかりでなく、投棄された産業廃棄物が国民の目に見える形で長期間放置されることにより、現在行われている及び将来にわたり行われる産業廃棄物処理に対しても、同様に不適正処分がされている、されるのではないかとの国民の不信感を引き起こす等、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。

これまでも、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正が平成二十二年まで数次にわたり行われ、産業廃棄物に係る不適正処分の早期対応に対しては相当程度効果を上げてきたところであり、特に平成九年の改正によって、平成十年六月十七日以降に不適正処分が行われた産業廃棄物に係る生活環境の保全上の支障の除去等の措置については、廃棄物処理法第十三条の十二の規定により環境大臣が指定する産業廃棄物適正処理推進センター（以下「適正処理推進センター」という。）の業務を通じて、第十三条の十五に規定する基金により支援する制度が整えられた。しかし、平成十年六月十七日より前に行われた産業廃棄物の不適正処分については当該制度の対象ではなく、当該不適正処分について平成九年の廃棄物処理法改正後は補助金による支援が行われていた。これらの事案の中には、大規模なものがあり、既に生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれが大きい事案が存在していた。

このため、平成十五年に特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号。以下「特別措置法」という。）が制定され、平成十年六月十七日より前に不適正処分が行われた特定産業廃棄物（特別措置法第二条第一項に規定する特定産業廃棄物をいう。以下同じ。）に起因して生活環境の保全上の支障が生じ、又は生ずるおそれが大きい全ての事案について、特別措置法の期限とした平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に問題が解決するよう取り組んできたところである。

特別措置法の施行後、平成二十三年度末現在で合計十三事案について、特定支障除去等事業（特別措置法第二条第四項に定める特定支障除去等事業をいう。以下同じ。）を実施してきたが、当該事業を実施していく中で、当初に想定されていた以上の量の特定産業廃棄物による支障の除去等の実施を引き続き必要とする事案が発覚したり、新たに特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施を必要とする事案が発覚する等の事態に至った。このため、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第五十八号）により特別措置法の期限を平成三十四年度まで延長した上で、当該期限までの間に確実に問題の解決を図ることとなった。